

機器の使用についての注意事項

新潟県埋蔵文化財センターに設置されているX線撮影装置・赤外線撮影装置・顕微鏡撮影装置は新潟県の物品です。そのため、その使用の許可については、新潟県教育委員会が許諾業務を委託している財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団（以下埋文事業団）が行います。下記の注意をお読みいただいた上で、使用依頼を埋文事業団に提出して下さい。

- 1 埋文事業団に連絡をして、スケジュール調整をして下さい。
- 2、「使用依頼」を作成して下さい。その際、下記のことにご注意して下さい。
 - (1)ひな形はX線撮影装置・赤外線撮影装置・顕微鏡撮影装置の3つがあります。必要なものを選んで作成して下さい。
 - (2)文書発番がない場合は削除して下さい。
- 3、埋文事業団理事長宛に依頼書を提出して下さい。許可に際し、依頼書の内容について再度お問い合わせする場合があります。ご了解ください。問題がなければ依頼書を受け取ってから1週間ほどで「許可書」をお送りします。なお使用直前に依頼を提出されても対応できない場合があります。
- 4、実際の使用について
使用予定日近くになったら、念のため埋文事業団に再度確認をしてください。

連絡先：(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団 〒956-0845 新潟市金津 93 番地 1
TEL:0250-25-3981 FAX:0250-25-3986

文 書 番 号
平成 年 月 日

(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団理事長 様

(申請者) 所属名・職名
氏 名 印

X線写真撮影装置の使用について (依頼)

このことについて、下記のとおり X線写真撮影装置の使用を許可くださいますようお願いいたします。

記

- 1 撮影対象資料 「〇〇遺跡」出土遺物名 点数
- 2 目 的
- 3 撮 影 日 時
- 4 撮 影 場 所 新潟県埋蔵文化財センター内

【問い合わせ先】

〒住所

団体名

担当者 所属・職名・氏名

TEL. FAX.

文 書 番 号
平成 年 月 日

(財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団理事長 様

(申請者) 所属名・職名
氏 名 印

赤外線写真撮影について (依頼)

このことについて、下記のとおり赤外線写真撮影装置の使用を許可くださいますようお願いいたします。

記

- 1 撮影対象資料 「〇〇遺跡」 出土遺物名 点数
- 2 目 的
- 3 撮 影 日 時
- 4 撮 影 場 所 新潟県埋蔵文化財センター内

【問い合わせ先】

〒住所

団体名

担当者 所属・職名・氏名

TEL. FAX.

文 書 番 号
平成 年 月 日

(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団理事長 様

(申請者) 所属名・職名
氏 名 印

顕微鏡写真撮影について (依頼)

このことについて、下記のとおり顕微鏡写真撮影装置の使用を許可くださいますようお願いいたします。

記

- 1 撮影対象資料 「〇〇遺跡」出土遺物名 点数
- 2 目 的
- 3 撮 影 日 時
- 4 撮 影 場 所 新潟県埋蔵文化財センター内

【問い合わせ先】

〒住所

団体名

担当者 所属・職名・氏名

TEL. FAX.